

第四 小学校の給食費追加徴収についてのお知らせ

日頃は、本校の教育活動に多大なるご理解を賜り、感謝申し上げます。
さて、このたびの新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、学校給食の実施や給食費の徴収が変更されました。その結果、年間の総給食費が不足することが分かりました。
そのため、下記のように給食費の追加徴収を行わせていただくことになりました。
急なお知らせで大変申し訳ございませんが、ご協力をよろしくお願いいたします。

記

低学年については、 (例： 10食超)

年間10ヶ月の徴収 (6月と8月を徴収なしとしました)

年間徴収金額は、4,400円×10ヶ月=44,000円 (基準：167食分) です。

令和2年度の給食実施回数は、

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
給食実施回数	3	5	22	21	6	19	22	19	15	14	18	13	176

*各月の実施回数を合計すると177食になりますが、各学年校外学習や・社会見学等で1日減食となりますので176日で計算しております。ただし新型コロナウイルスの状況により、増食となれば、11月の集金が変更となります。

となり 9 食分の給食費が不足します。不足分の 264円× 9 食 = 2,376 円は、
9月1日と11月1日の2回に分けて徴収させていただきます。

9月1日の徴収額は、 264円× 6 食 = 1,584 円になります。①

11月1日の徴収額は、 264円× 3 食 = 792 円になります。②

9月の集金額は、 4,400円 (1ヶ月分) + 1,584 円 (不足分①) = 5,984 円 です。

11月の集金額は、 4,400円 (1ヶ月分) + 792 円 (残り不足分②) = 5,192 円 です。

高学年については、 (例： 10食超)

年間10ヶ月の徴収 (6月と8月を徴収なしとしました)

年間徴収金額は、4,500円×10ヶ月=45,000円 (基準：167食分) です。

令和2年度の給食実施回数は、

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
給食実施回数	3	5	22	21	6	19	22	19	15	14	18	13	176

*各月の実施回数を合計すると177食になりますが、各学年校外学習や・社会見学等で1日減食となりますので176日で計算しております。ただし新型コロナウイルスの状況により、増食となれば、11月の集金が変更となります。

となり 9 食分の給食費が不足します。不足分の 270円× 9 食 = 2,430 円は、
9月1日と11月1日の2回に分けて徴収させていただきます。

9月1日の徴収額は、 270円× 6 食 = 1,620 円になります。①

11月1日の徴収額は、 270円× 3 食 = 810 円になります。②

9月の集金額は、 4,500円 (1ヶ月分) + 1,620 円 (不足分①) = 6,120 円 です。

11月の集金額は、 4,500円 (1ヶ月分) + 810 円 (残り不足分②) = 5,310 円 です。

※ 9月分の追徴を6食分とし、11月分に残り不足分を追徴させていただきたいので、
よろしくお願いいたします。

より安心安全な給食実施のために必要な給食費として、ご理解とご協力をお願いします。